

論文の内容の要旨

論文題目 戦後ドイツ社会民主党の党改革実現過程
—一党再建からゴーデスベルク綱領制定まで—

氏名 安野正明

本論文は、ドイツ社会民主党（SPD）が戦後十数年の停滞を余儀なくされた要因はどこにあったのか、それを克服する党改革運動はどこからいかなる主張を掲げて生まれてきたのか、党改革運動が当初は挫折を重ねたのはなぜか、それがいかにして1950年代末に実現するに至ったのかに留意しながら、党组织改革と基本綱領制定という党改革の二つの問題を軸にして、1945年の党再建活動から1959年のゴーデスベルク綱領制定に至るドイツ社会民主党史を分析した。

「定説」的理解としては、1950年代末に実現したSPDの党改革は、党改革を推進する「改革派」(Reformer)対党改革を阻害し停滞的指導を行っていた「党官僚」(Apparat)の対立構造が強調され、連邦議会議員団や地方の首長を中心とする「改革派」がオレンハウア一党首を頂点とする「党官僚」を打倒してゆく過程として、二項対立的な図式の中で把握してきた。

しかし、従来の研究では、一連の党改革が1960年代以降のSPDの飛躍の基礎を築いたと、その「意義」は強調されてきたが、それが実現する「過程」については掘り下げる足りない所があり、本論文では未解明の部分の実証的解明を目指し、基本綱領制定と組織改革をめぐる戦後SPDの試行錯誤、糺余曲折の分析を行った。本論文は一連の党改革が実現に至る過程の詳細を跡づけることに力を注いだが、それ自体が目的であるだけでなく、党改革実現過程の実証研究が、上記のような党改革全体の「定説」的理解の見直しになるとを考えた。

第一章と第二章では戦後約1年の再建過程を検討し、そのプロセスで戦後SPDの進むべき方向と組織構造について、いかなる刻印が為されたかを分析した。SPD再建にあたっては、ハノーファー、ロンドン、ベルリンの「三つの核」の活動を中心に分析するのがかつては一般的であったが、近年では地方レベルでの研究が進展を見せている。それを踏まえて、SPD再建を全体としてどうとらえ直すかを念頭に置いて研究を進めた。

SPDの再建は、各地域で様々な展開が見られ、占領軍政府の対応の違いも少なからぬ影響を与えており、特定の「核」が主導して一斉・一様に進行することを困難にしていた。確かに、大勢としては、1933年以前の組織・党員との「非連続」よりは「連続」の方が強く認められるのではあるが、各地でタイムラグを持ちながら分権的再建が進行し、最後にシューマッハーが「反社会主義統一政党」という屋根を架ける形でSPDは再建されていた。この再建過程で、シューマッハーは「社会主義者となる動機の多元性の承認」を強調し、ゴーデスベルク綱領制定につながる社会主義問い直しの方向付けを行ったかに思われたし、「再建ではなく新建設を」と訴えていた。

しかし、地方組織（その要となる単位は「大支部」と訳したBezirk）は、分権的再建の帰結としてシューマッハー指導部に対して相当の自立性を有していたが、地方組織の大勢は、1933年までのSPDの世界に生きている伝統主義的年長党員の支配するところとなっていた。

SPDの組織規約では、党大会で選出される党幹部会(Parteivorstand)が党全体の指導機関であったが、有給党幹部会員と無給党幹部会員の二重構造が存在していた。「再建ではなく新建設を」と訴えていたシューマッハーではあったが、彼の強いリーダーシップが確立していた党中央指導部においては、党本部に常勤している有給党幹部会員（党首、副党首、数名の専従党官僚）に「決定と執行」の区分なく権限が集中する組織原理が「再建」され、議員団に対する「党の優位」も自明とされていた。このような組織構造に不満を募らせ、党組織改革を求める「改革派」が連邦議会議員団や無給党幹部会員を中心に形成され、党本部の「党官僚」との対立が構造化されてゆくことになるのである。

第三章では、ゴーデスベルク綱領との「連続性」が指摘されてきた1947年のツィーゲンハイン決議と、「動機の多元性の承認」を掲げたシューマッハーが、意外にも早期基本綱領制定には否定的対応を明確にし、基本綱領制定運動が挫折してゆく経緯を分析した。そして、基本綱領論議のプロセスでよく登場する「倫理的社会主义」と「自由な社会主义」について、その成り立ちと内容を戦後SPD史の文脈に即して検討し、これらがいかなる刺激と革新的要素を綱領論議に与えていたかを考察した。

第四章では、1953年連邦議会選挙敗北後に高揚した「改革派」による党改革運動が、挫折に至

る経緯を分析した。1958年に実現する組織改革につながる改革案は出ていたのではあるが、この時点では「改革派」は地方組織の支持を調達することができず、組織改革はオレンハウアーによって巧みに封じ込められてしまった。

これに対して、基本綱領論議は1953年選挙後、一定の前進を見た。組織改革を挫折させた1954年党大会において1952年の行動綱領が改訂されたが、それは「自由な社会主義」や「倫理的社会主义」の議論の成果を生かし、SPDの綱領的革新を相当程度進めている。SPD内部への浸透はその後の課題であったが、これは「改革派」ではなく、オレンハウアーの管理下に達成された成果であったことに留意すべきである。

早期基本綱領制定運動がシューマッハー時代に挫折に追い込まれた後、慎重に綱領論議を進め、基本綱領制定による党改革の主導権を掌握したのは、「定説」では党改革に抵抗した「党官僚」の頭目とされるオレンハウナーであり、かつて綱領論議に積極的に関与していた「改革派」（たとえば、カルロ・シュミットなど）は、次第に基本綱領制定への関心を失っていった。

オレンハウナーは、ロンドン亡命時代以来彼に忠実なアイヒラーを基本綱領委員会の委員長に選んだが、1954年の成果は党内に浸透せず、基本綱領委員会の作業は停滞したまま1957年連邦議会選挙を迎えることになった。

第五章では、これまでの検討を踏まえて、1957年連邦議会選挙後、一連の党改革が実現する過程を追った。1957年選挙敗北後のオレンハウナーの第一反応が「今こそ、基本綱領を」で組織改革には否定的であったのに対し、「改革派」は組織改革と人事の刷新に集中し、基本綱領制定を妨げようとしていた。つまり、1957年選挙大敗に対する衝撃は、SPDに党改革機運を高めていたのではあるが、党改革の具体的な内容と方向性には対立があった。その結果、党改革が同じ方向に収斂せず、党内権力闘争がネガティブに作用して二つの改革が足を引っ張り合い、党改革が全体としては失敗に終わるという危険、少なくとも党の弱体化を招きかねない混乱が党改革に伴って生じるという危険は、1957年10月の連邦議会議員団執行部選挙のころは存在していた。が、そのような事態を招かず、一連の党改革が成功裏に実現するに至った最終段階のプロセスを詳細に跡づけることに意を用いた。

1958年党大会で実現した組織改革が、「改革派」主導で実現したことはつとに指摘されている通りである。ただ、有給党幹部会員の閉鎖的特權集団を解体し、専従党官僚を政治的に無力化した党常任幹事会(Parteipräsidium)の設置を核とするこの組織改革は、「改革派」が「党官僚」の頭目たるオレンハウナーを屈服させた結果、1958年党大会で実現したと、従来の「定説」のような単純な二項対立図式で捉えられるものではなかった。

この組織改革実現過程では「皇帝は残って將軍が入れ替わる」方向での解決が模索されており、オレンハウナーとエルラー、シュミット、ヴェーナーを中心とする「改革派」指導者との間に「対抗的協調関係」が形成されていったのである。そして、これを基盤に 1958 年党大会以後、オレンハウナーの強いイニシアティヴが發揮されて「改革派」を巻き込みつつ、「定説」で語られてきたような「党内コンセンサス形成」「民主的手続きを経ての合意形成の帰結」とは言いかねるやうり方で、ゴーデスベルク綱領は制定されていた。

「改革派」の「党官僚」に対する勝利として一連の SPD の党改革を説明する研究は、オレンハウナーを「党官僚」の頂点に置いて論ずるのが一般的で、その結果、党改革全体に対するオレンハウナーの貢献など最初から検討の対象から外れてしまう。しかし、オレンハウナーを伝統を墨守して党改革に抵抗し続け、シュトゥットガルト党大会で無力化された「党官僚」の首領と位置付けるのは適切ではない。組織改革とゴーデスベルク綱領制定が一連の党改革として成功裏に実現したのは、「改革派」が「党官僚」の頂点に立つオレンハウナーを打倒した帰結ではなく、様々な局面で対立しながらも、「改革派」と呼ばれた人々とオレンハウナーがそれぞれ置かれた異なる場で進めていた党改革への努力が、1957 年選挙後の SPD の危機の中で合体した帰結であった。